



島根県報

平成21年 2月10日 (火)

号外 第 1 6 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第87号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年2月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	美保関八束 松江線	松江市八束町江島地先 から同地先まで	前	A メートル 7.00～ 9.00	メートル 195.00	松江県土整備 事務所 左記のA及びBは関係 図面に表示する敷地の 区分をいう。 河川事業 ダブルウェイ 仮設道設置
			後	A 7.00～ 9.00	195.00	
			B 3.75～ 5.50	185.00		
〃	十六島直江 停車場線	出雲市西郷町字仲田365 番2地先から同地先ま で	前	14.50	0.40	出雲県土整備 事務所 拡幅
後	14.50～ 25.40	0.40				

島根県告示第88号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年2月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	美保関八束松江線	松江市美保関町下宇部尾地先から同地先まで	メートル 94.00	平成21年 2月16日	松江県土整備 事務所	
〃	〃	松江市八束町江島地先から同地先まで	185.00	平成21年 2月16日		